

岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領に関するQ&A

質問		回答
現場閉所		
1	建設業において週休2日を施策として推し進めているのはなぜですか？	建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要です。
2	週休2日を実施した場合に、工事価格が増えるのはなぜですか？	建設業における技能労働者の給与形態は、働いた日当分を毎月まとめてもらう「日給月給制」の割合が高く、休日の増加が収入の減少に影響しやすい構造です。一方、建設業は高齢化が進んでおり、今後は担い手不足が深刻化する状況です。休日数を増やしより働き易い職場環境づくりを行うとともに、休日増に伴う給与面での改善も図ることで、より魅力ある産業として若者の入職者を増やすことが必要と考えています。
3	発注者が週休2日を確保した工期を設定し、工事を発注しなければいけない理由は何ですか？	労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用されます。週40時間（約5日/週）が法律で定められた労働時間の限度となりますが、労働基準法の改正により36協定を事業主が結んだとしても、時間外労働は「月45時間・年360時間」が上限となります。（例えば：毎週6日働く工事とした場合、年間で上限値を超えることとなり、特例を除き法律に違反することとなります。） 一方、品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられました。労働基準法の改正を踏まえた「適正な工期」は、週40時間労働を前提とした工期とする必要があるため、発注者は週休2日を確保した工期で工事を発注しなければなりません。
4	「原則発注者指定型」とする理由は何ですか？従前でも週休2日に対応した工期や、必要な準備期間を加味して発注していたため、発注者として十分な対応は出来ていたのではないのでしょうか？	建設業における時間外労働規制の適用（令和6年4月1日より）を踏まえると、「週休2日を標準とした工事」を、発注者として実施する必要があります。 従前の工事も、適正工期を確保した上で発注していましたが、実際の休日確保は受注者によって様々であることから、原則発注者指定型としました。

岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領に関するQ&A

	質問	回答
5	「原則発注者指定型」では、発注者の自己満足にならないか？週休2日の取得に関して、受注者側の考えを反映した対応となるのか？	発注者指定型以外については、受注者からの申入れにより週休2日実施有無を判断していましたが、これまでの取り組みにより、週休2日に取り組む意欲がある受注者からの申入れが大きく増え、また完成工事の大半は4週8休以上の現場閉所が来ています。受注者側も「週休2日」に取り組む意欲が高まってきていることから、原則発注者指定型は、受注者側の意向にも合致すると考えています。
6	なぜ週休2日を達成できたら、費用を補正するのか。 また、施工に関連する受注者・下請け以外の他者（発注者含む）の都合があり、週休2日を達成できない工事があった際に、減額となる理由は何か？	費用の補正については、休日が増えることによる労務者の賃金の補填や、工期が伸びることによるリース代の補填、現場経費の補填等と考えています。 なお、達成出来なかった場合の減額については、実際に現場が動いており、労働者も働いていることから、経費上の補填は発生しないと考え、当初の補正分を減額している状況です。
7	週休2日と費用補正の主旨は理解できる。だが、発注者や地域の要望を理解した上で休日返上で工事を行った受注者について、費用を減額するのは如何なものか？頑張った工事受注者が報われる制度と出来ないのか？	週休2日が達成できなかった場合の考え方については、上記A6のとおりです。なお、契約後に生じた不測の事態への対応については、設計変更ガイドラインに基づき、受発注者協議の上で適切に費用計上をするとともに、週休2日が確保できる必要工期延期を実施願います。
8	建設業における時間外労働規制の適用がされれば、週休2日の実施有無は受注者（企業）の責任となるのではないか？令和6年度以降も週休2日実施による費用補正を行うのはおかしくないか？	週休2日の実施状況により費用を補正する方法については、建設業の職場環境改善のためでもあるため、週休2日が当たり前になり・職場環境が改善された際の運用については、国土交通省で検討がなされており、現段階では未定です。
9	「完全週休2日制」を原則とするのはなぜか？	企業や学校等における一般的な休日は「土曜日・日曜日」「祝日」であり、また、「まんなかホリデー」（土曜日を一斉休工）を拡大していく中部ブロック各発注者の取組みを踏まえて「完全週休2日制」を原則としています。 ただし、現場条件や会社都合等により週休日を変更した場合など、土日や祝日とできなかった場合でも、経費補正は適用されます。

岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領に関するQ&A

質問	回答
<p>10 当初発注時より、4週8休以上の現場閉所達成を前提として費用計上しているが、その場合は減額になる方向しかない。また、発注時には想定できない事象も工事では生じるため、従来のように当初発注時は補正を見込まず、達成状況に応じて補正（増額）したほうが良いのではないか？</p>	<p>建設業には多くの技能者が関与し、元請け・下請けの契約が成されます。元請けだけでなく、下請けも含めた「技能労働者全体」の職場環境改善を進め、週休2日の取得を進める必要があるため、下請け業者にも補正費用を反映するという主旨から、当初から4週8休の達成を前提として費用計上しています。</p>
<p>11 受注者の意向（意見）として「下請けは土日に作業をしてでも工事を早期に終わらせたい」との話がある。「週休2日を実施したくない」という意見の企業もあることから、従前どおり受注者申入れで良いのでは？</p>	<p>週休2日について、受注企業側にも様々な考えがあることは承知していますが、品確法および労働基準法の改正を踏まえた「発注者が定める適切な工期」は、あくまで週休2日を確保した工期です。受注者がどのように考え工事を実施するかは、受注者の判断によるところですが、受注者の大半は週休2日の実施に意欲的になってきています。</p>
<p>12 発注者指定型で発注した場合でも、「達成状況に応じて段階的に減額補正」とあるが、具体的にどのような場合を想定しているのか？</p>	<p>外的要因で完成期日が明確に決まっている中で、工事着手後に発覚した事象により、地元協議や関係機関変更協議、天候不良が長引くなどにより当初想定より工事着手が遅れ、限られた工期の中で現場閉所頻度を下げて工事対応を要する場合等と考えています。</p>
<p>13 週休2日が達成できない主な理由は、受注者以外の要因（発注者も含む）によるものではないのか？受注者でのめごとのもとは？</p>	<p>週休2日の実施が出来ない場合の要因が、発注者によるものも多いと想定されるため、発注内容の検討・課題の事前解決を行うとともに、工程に影響する不確定要素・施工条件等（施工班数・資材調達期間・関連工事とのヤード調整等）は、幅広に特記仕様書へ条件明示するものとします。</p>
<p>14 発注者指定型において、4週8休以上の達成が困難である場合は、最終的にペナルティ（工事成績で減点）となるのか？また、どのような場合にペナルティとなるのか？</p>	<p>工事成績評定で減点となる場合は「現場閉所率が4週4休未満となった場合」です。</p>
<p>15 現場閉所（休工）を予定していた日について、発注者からの指示で受注者の責によらない作業を行った場合は、どのように休日確保すればよいか？</p>	<p>受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間については、週休2日の実施状況判断の対象期間より除外されます。ただし、休工予定日に働いているため、代替りの休日が確保できるように、発注者側も受注者の相談には真摯に応じます。</p>

岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領に関するQ&A

質問		回答
16	週休2日を確保することを理由に、工期延期は認められるのか？	週休2日を確保することを理由に、工期延期は認められませんが、受注者の責によらない事象が発生した場合の工期延期については、受発注者間で協議をお願いします。
17	どれだけ現場閉所を進めても、下請け企業への強制力が働かないことから、意味がないのでは？下請け企業も監視できるような制度にすべきではないか？	下請け企業について、現場閉所時に別現場で働いている実態があることは承知しています。発注者が関与できるのは、甲乙関係の元請け受注者のみとなりますが、週休2日の取り組みについては、県統一ルールとして建設4部で取り組む方針であり、多くの工事が週休2日が当たり前になっていくことで、下請け企業にも波及があるものと考えています。
交替制		
18	交替制工事はなぜ必要なのですか？	現場閉所困難工事でも、労働基準法の改正による時間外労働規制は適用されるため、現場を閉所することなく、技術者・技能労働者が交替しながら個人単位で週休2日を確保する取組（交替制工事）が必要となります。
19	交替制工事の対象期間について、「現場作業着手日から現場作業完了日までの期間を基本とし、契約後受発注者で協議して定める」とあるが、何故か？	<p>交替制工事の対象期間は、現場作業の着手日と完了日を基本としますが、完成検査と最終変更契約の締結期間を考慮し、協議の上設定できるようにしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業着手日：現場での準備作業（現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等）に着手した日 ・現場作業完了日：現場の後片付け作業（資機材の搬出、清掃等）が完了した日
20	「非常勤（臨時）に従事する者」とはどういった者か？	一時的かつ臨時的に当該現場に従事する技術者及び技能労働者のことです。
21	交替制工事ではない通常の週休2日工事では「機械経費（賃料）」・「共通仮設費（率）」・「市場単価」も補正の対象ですが、交替制工事では補正対象外なのは何故ですか？	<p>交替制工事では交替制で休日を取得するため、現場閉所により全体工期が伸びることがなく、施工のための機械・現場事務所等仮設物の日数に影響がありません。そのため、「機械経費（賃料）」・「共通仮設費（率）」は、週休2日補正の対象外としています。</p> <p>なお、「市場単価」については価格に含まれる労務費分が明らかとなっていないため、補正の対象外としています。</p>

岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領に関するQ&A

質問		回答
22	交替制工事の場合、個人単位での週休2日状況の確認を行い、その平均値での実施状況判定となるが、日々の状況整理が受注者側の負担となるのではないか？	交替制工事においては、個人単位での週休2日状況の確認を行う必要がありますが、必ずしも全ての従事者を確認する必要はありません。施工体制に組み込まれた技術者及び技能労働者で、非常勤（臨時）で従事する者は除き、連続で4週間以上従事している個人のみが状況整理の対象となります。そのため、4週間未満で完了する作業に一時的に従事する技能者及び技能労働者は対象者となりません。
23	現場代理人は常駐義務があるため、交替できないのではないか？	現場代理人については「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる（工事請負契約約款第10条第3項）」と規定されています。現場代理人も含め、元請けの工事責任者においても交替での休日取得は必要であるため、連絡体制等を施工計画書で確認し、交替で週休2日が確保できるようにしてください。
24	監理技術者は専任の者でなければならないため、交替できないのではないか？	専任とは「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること」を意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。 そのため、監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。 なお、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合、監理技術者が現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者の休暇取得等を不用意に妨げることの無いように配慮願います。